

日本学校ソーシャルワーク学会研究奨励補助制度に関する規定

(趣旨)

第1条 日本学校ソーシャルワーク学会（以下「本学会」という）における研究奨励補助制度については、本規定によって定め、これらに基づいて実施するものとする。

(制度の目的)

第2条 学校ソーシャルワークの更なる発展のために、本学会の会員が行う学術的な研究活動及び実践研究活動を支援することを目的とする。

(研究領域)

第3条 支援する研究は、本学会の研究倫理規定に基づくものであり、原則として学校ソーシャルワークの発展に寄与する一般研究、実践に資する実践研究、の2区分とする。

(支援内容)

第4条 本学会の会員が行う研究活動に補助金を支給する。

(応募資格)

第5条 研究代表者および分担研究者の応募資格は、本学会に入会している会員で年会費の滞納がないものとする。なお、研究協力者は本学会の会員であることを問わない。

(助成要件)

第6条 応募研究課題内容については、他機関、団体、企業等からの研究助成を受けているものと同一でないものとする。

(応募方法)

第7条 応募する研究代表者は、当該年度に応募要項を確認し、研究計画書、その他必要書類を添えて応募する。

(審査委員会の設置)

第8条 理事会は1名の審査委員長と2名の審査委員を指名し、研究奨励補助制度審査委員会を設置する。なお、当該年度に応募した研究代表者および共同研究者は、その年度の審査委員長および審査委員には就けないものとする。

(審査)

第9条 審査は研究奨励補助制度審査委員会にて行い、理事会に審査結果を報告する。

(採択)

第10条 応募された研究課題の採択は、研究奨励補助制度審査委員会の議を経て理事会で決定する。

(計画変更)

第11条 採択が決定した後に当該研究計画書の内容に変更が必要な場合は、書面により事前に研究奨励補助制度審査委員会に届け出なければならない。

(辞退)

第12条 採択が決定した後にその交付を辞退する場合は、すみやかに研究奨励補助制度審査委員会に届けるとともに、支給された補助金の全額を返還しなければならない。

(採択の取り消し)

第13条 当該研究に関わる書類等における故意の虚偽記載、研究倫理違反等、採用を取り消すことが相当と認められる事実が判明した場合においては、研究奨励補助制度審査委員会は採択を取り消すことができ、当該事象において悪質であると認められた場合には補助金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

(補助金の使途)

第14条 研究奨励補助金は当該研究に直接関係あるもので、研究期間内に支出するものに使用することができる。

(報告および成果の公表)

第15条 本制度により補助を受けた研究代表者は、研究期間終了後1か月以内に研究成果および収支報告書を提出しなければならない。また、研究期間終了後2年以内にその研究の成果を日本学校ソーシャルワーク学会全国大会において発表、または日本学校ソーシャルワーク学会雑誌等に公表しなければならない。なお、研究成果の公表にあたっては日本学校ソーシャルワーク学会による研究奨励補助を受けている旨を記すこと。

(報告および成果公表の義務違反)

第16条 前条における報告や成果公表が定められた期間内に行われない場合は、代表理事は交付された補助金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

(事務・管理)

第17条 この規定に基づく制度の事務・管理は、企画委員会が行う。

(雑則)

第18条 この規定に定めのない事項は代表理事が定める。

附則

1 本規定の変更は理事会にて行う。

2 本規定は2020年10月1日より施行する。